

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、三木町から令和3年2月25日土地改良事業（農地耕作条件改善事業（鍋淵地区））の換地処分をした旨届出があった。

令和3年3月5日

香川県知事 浜 田 恵 造